

令和5年2月7日

令和4年8月大雨に伴う災害復旧工事に係る  
現場代理人の兼務の取扱いについて（通知）

建設工事における現場代理人の兼務の取扱いについて、令和4年8月大雨による災害の復旧を円滑に行うための特例の施工確保対策として、同災害に係る災害復旧工事（以下「災害復旧工事」という。）に限り、下記のとおり取扱います。

記

1 現場代理人として兼務可能な災害復旧工事の契約額及び契約額の合計、件数の上限について

(1) 契約額

4,000万円以上の工事も可能とする。なお、災害復旧工事の場合は入札公告に明記する。

(2) 契約額の合計

通常では兼務できる工事の契約額の合計は、8,000万円未満であるところ、災害復旧工事は含めないものとする。

(3) 件数の上限

災害復旧工事を含む場合は8件まで（災害復旧工事以外の工事は3件まで）とする。

【例1】

第1工事、第2工事、第3工事＜合計8,000万円に加えて、

【災害】第4工事～【災害】第8工事も兼務可

※通常工事（第1～3工事）は、1件あたり4,000万円未満

※災害工事（4～8工事）は、1件あたりの上限はなし

【例2】

8件全て【災害】工事＜契約額の合計に上限なく兼務可

2 現場代理人として兼務可能な工事件数の数え方の特例について

同一河川又は同一路線内で近接した複数の同復旧工事について、入札行為を合併し、一つの入札で同一の者に落札させる入札（合併入札（合併による発注））が行われた場合に限り、当該入札に係る複数の工事に同一の現場代理人を配置し、一括して1件として数えることができる。

**【例 3】**

第1工事、第2工事、第3工事<合計 8,000万円に加えて、

合併入札：【災害】第4工事+【災害】第5工事+【災害】第6工事  
+【災害】第7工事+【災害】第8工事

+

合併入札：【災害】第9工事+【災害】第10工事 も兼務可

※通常工事（第1～3工事）は、1件あたり4,000万円未満

※災害工事（4～10工事）は、1件あたりの上限はなし）

**3. 留意事項**

- (1) この特例措置における「災害復旧工事」とは、「令和4年8月大雨に伴う災害復旧工事」を言い、その他の災害復旧工事は通常の工事とみなします。
- (2) 兼務する工事に小松市発注工事以外の工事が含まれる場合、当該発注機関の承認を受けること。
- (3) 本取扱いに記載した以外の兼務要件等については、通常どおりの取扱いとする。
- (4) 主任技術者や監理技術者の兼務に関する取扱いについては、通常どおりとする。

**4. 適用期間**

令和6年9月30日までとする。

(事務担当)

行政管理部 管財課

入札・契約担当

TEL：0761-24-8023